

岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領
(平成九年四月八日県告示第二百五十八号)

(趣旨)

第一条 この要領は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に定める工事（以下「建設工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査等について必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第二条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- 一 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項各号（同令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）に掲げる者
- 二 第六条第一項の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- 三 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又は岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者

(入札参加の停止)

第三条 知事は、地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号（同令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると認められる者を三年間を限度とする期間を定めて入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

2 入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の執行、契約の履行又は工事の施工上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第四条 入札に参加しようとする者は、第六条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 第六条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者（以下「入札参加資格審査申請者」という。）は、次の要件を備えていなければならない。ただし、知事が特に必要でないと認めた者については、この限りでない。

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条の規定による許可を受けた者であること。
- 二 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- 三 法第二十七条の二十九の規定による総合評定値（以下「総合評定値」という。）の請求を行っていること。ただし、県内に主たる営業所を設置する者（以下「県内業者」という。）については、基準日（入札参加資格審査を受けようとする入札参加資格の第七条第二項に規定する有効期間の初日をいう。以下同じ。）の属する年の前々年の八月一日からその翌年の七月三十日までの審査基準日に係る請求を行っている場合に限り、県内に主たる営業所を設置していない者（以下「県外業者」という。）については、基準日の属する年の前々年の八月一日以降の審査基準日に係る請求を行っている場合に限る。

四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）に基づく特定退職金共

- 済に加入していること。
- 五 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務（次条第三項第十二号において「健康保険等届出義務」という。）を履行していること。
- 六 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 七 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県外業者については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上の者とする。
- 八 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。
- 九 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、前各号に定めるものほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。
- 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される建設工事（以下「特定調達建設工事」という。）に係る入札参加資格審査申請者は、前項に規定する要件のほか、次の要件を備えていなければならない。
- 一 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る総合評定値が、特例政令第四条の規定による岡山県の公示において定める数値以上であること。
 - 二 法第三条第六項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

（申請手続）

- 第五条 入札参加資格審査申請者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書を、その年の六月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについてはその年の二月十五日まで（県外業者においてはその年の二月一日から同月十五日までの間）に、その年の十二月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについてはその年の八月一日から同月十日までの間に、翌年の六月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについては翌年の二月四日から同月十五日までの間（県外業者においては翌年の二月十六日から同月二十六日までの間）に、翌年の十二月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについては翌年の八月一日から同月十日までの間に、知事に提出しなければならない。ただし、提出すべき期間の初日又は末日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、同項に規定する県の休日の翌日を当該提出すべき期間の初日又は末日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定調達建設工事に係る入札参加資格審査申請者は、入札参加資格審査申請書を、隨時、知事に提出することができる。
- 3 第一項又は前項の入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、県内業者の申請に係る添付書類については、第六号から第十三号までに掲げる書類とする。
- 一 建設業許可を受けていることを証明する書類
 - 二 営業所一覧表
 - 三 工事経歴書
 - 四 主要取引金融機関一覧表

- 五 契約の締結について権限を委任する場合はその委任状
 - 六 法第二十七条の二十九の規定による総合評定値の通知書の写し（経営事項審査の指定審査時に入札参加資格審査申請を行う法第三条第一項の規定による岡山県知事の許可を受けた業者は、不要）
 - 七 岡山県に県税の納付義務のある者は、岡山県県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
 - 八 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - 九 岡山県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）
 - 十 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書
 - 十一 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類
 - 十二 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 4 第一項又は第二項の規定により入札参加資格審査の申請をした県外業者及び法第三条第一項の規定による国土交通大臣の許可を受けた県内業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨の変更届出書を知事に提出しなければならない。
- 一 商号又は名称及び代表者
 - 二 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項

（入札参加資格審査）

- 第六条 入札参加資格審査は、入札参加資格審査申請者について、知事が別に定める基準により、総合評定値、県工事の施工状況、指名停止の状況等を総合的に判断して、点数を付して別表の種別欄に掲げる工事の種類別に評定し、当該点数に基づき同表の点数区分欄に掲げる点数の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる級別業者に格付けするものとする。
- 2 前項の規定による級別業者の格付けに当たっては、AA及びAに格付けする者は、法第三条第六項に規定する特定建設業の許可を受けている者とする。

（入札参加資格の決定）

- 第七条 入札参加資格は、別表の種別欄に掲げる工事に係る請負契約の入札について、同表の工事設計金額欄に掲げる金額の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる級別業者に該当する者とする。
- 2 前項の規定による入札参加資格は、第五条第一項の規定による申請の区分に応じ、その年の六月一日から翌々年の五月三十一日まで、その年の十二月一日から翌々年の五月三十一日まで、翌年の六月一日から翌々年の五月三十一日まで又は翌年の十二月一日から翌々年の五月三十一日までの間、その効力を有するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第五条第二項の規定による随時申請を行った者の入札参加資格を有する期間は、入札参加資格の決定を行った日から翌年の五月三十一日までとする。

（入札参加資格審査の結果の通知）

- 第八条 知事は、建設工事に係る入札参加資格審査の結果を文書により入札参加資格審査申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の辞退）

- 第九条 入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格を有している者が、入札参加資格を辞退した場合は、有していた入札参加資格の第七条第二項に規定する有効期間内に再度入札参加資格審査

申請を行うことはできないものとする。

(特定調達建設工事に係る入札参加資格の更新手続)

第十条 第七条第三項の有効期間満了に伴い、入札参加資格の更新をしようとする者は、翌年の二月五日から同月十五日までに、第五条に規定する書類を知事に提出するものとする。

(入札参加資格の取消し及び留保)

第十一條 知事は、入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第百六十七條の四第一項に規定する者に該当するに至ったとき、法第三条の規定による許可を受けた者でなくなったとき又は申請書及びその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(入札参加の停止及び入札参加資格の取消しの通知)

第十二条 知事は、入札参加資格を有する者について入札参加の停止をしたとき又は前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、その者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(入札参加資格の再審査)

第十三条 知事は、入札参加資格を有する者について、必要に応じ資格の再審査を行うものとする。

(特定調達建設工事に係る入札参加資格の公示)

第十四条 特例政令第四条に規定する入札参加資格の公示は、次に掲げる事項を県公報に登載して行う。

- 一 調達の対象となる特定役務の種類
- 二 入札参加資格審査を受けることができる者
- 三 入札参加資格審査申請書類
- 四 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- 五 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- 六 その他入札参加資格審査に関し必要な事項

(入札参加資格審査会)

第十五条 入札参加資格審査申請者が第四条第二項に規定する要件に該当するかどうかの審査及び第六条第一項の基準の改正に係る審議を行わせるため、入札参加資格審査会を設置する。

2 入札参加資格審査会について必要な事項は、別に定める。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第十六条 第五条第一項に規定する申請で、その年の二月十五日までに行う県内業者の申請については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

(その他)

第十七条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、平成九年六月一日以後の入札参加資格に係る入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、第四条第三項の要件を備えている者は、特定調達建設工事に係る入札参加申請を併せて行っているものとみなす。
(平成三十年七月豪雨に伴う申請の特例) (平成三〇年告示第四三一号・追加)
- 3 第五条第一項の規定による入札参加資格審査の申請のうち平成三十年十二月一日から平成三十二年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。
(新型コロナウイルス感染症に係る申請の特例) (令和二年告示第三六八号・追加) (令和二年告示第五八四号・一部改正)
- 4 第五条第一項の規定による入札参加資格審査の申請のうち令和二年十二月一日から令和四年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。
- 5 第五条第一項の規定による入札参加資格審査の申請のうち令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「翌年の二月四日から同月十五日までの間（県外業者においては翌年の二月十六日から同月二十六日までの間）」とあるのは、「翌年の二月四日から同月二十六日までの間」とする。

附 則（平成一〇年告示第二〇九号）

この告示は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年告示第三三一号）

この告示は、平成十一年六月一日から施行する。

附 則（平成一三年告示第二〇一号）

この告示は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成一四年告示第三三七号）

この告示は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第一一一号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日以後行われる入札参加資格審査の申請のうち、当該申請の際に現に建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九の規定による総合評定値の通知を受けていない者に係るものについては、この告示による改正後の第四条から第六条までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一七年告示第二七九号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、同日以後の申請に係る資格審査について適用する。

附 則（平成二〇年告示第一七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年告示第五五〇号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、平成二十二年六月一日から平成二十四年五月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

附 則（平成二二年告示第四二四号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、平成二十二年六月一日から平成二十四年五月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

附 則（平成二三年告示第五七九号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、平成二十四年六月一日から平成二十六年五月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

附 則（平成二四年告示第三八四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年告示第六二九号）

（施行期日）

- 1 この告示中、別表の改正規定及び次項の規定は平成二十八年六月一日から、その他の規定は、公布の日から施行し、同表の規定は、平成二十八年六月一日から平成三十年五月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。
（経過措置）
- 2 別表の改正規定の施行の日から平成三十年五月三十一日までの期間においてとび土工の入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間においては、解体工事の入札参加資格を有するものとみなす。

附 則（平成三〇年告示第四三一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年告示第一二四号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、同日以後の申請に係る資格審査について適用する。

附 則（令和二年告示第三六八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年告示第五八四号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表

種別	点 数 区 分	入札参加資格者 (級別業者)	工 事 設 計 金 額 (消費税額を含む。)
土木一式・ 建築一式 工事	1 0 5 0 点以上	AA	2 億円以上
	8 0 0 点以上 1 0 5 0 点未満	A	8 千万円以上 2 億円未満
	7 1 0 点以上 8 0 0 点未満	B	4 千万円以上 8 千万円未満
	6 0 0 点以上 7 1 0 点未満	C	1 千万円以上 4 千万円未満
	6 0 0 点未満	D	1 千万円未満
とび土工・ 電気・管・ 鋼構造物・ 塗装・機械 器具設置・ 水道施設・ 解体工事 (交通安全 工事を除 く。)	1 0 5 0 点以上	AA	8 千万円以上
	8 0 0 点以上 1 0 5 0 点未満	A	4 千万円以上 8 千万円未満
	7 1 0 点以上 8 0 0 点未満	B	2 千万円以上 4 千万円未満
	6 0 0 点以上 7 1 0 点未満	C	1 千万円以上 2 千万円未満
	6 0 0 点未満	D	1 千万円未満
その他の建 設工事 (交 通安全工事 を含む。)	8 0 0 点以上	A	5 百万円以上
	7 1 0 点以上 8 0 0 点未満	B	4 千万円未満
	6 0 0 点以上 7 1 0 点未満	C	2 千万円未満
	6 0 0 点未満	D	1 千万円未満

知事が別に定める基準

(岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領第6条第1項関係)

入札参加資格審査基準**1 総合点数の算出方法**

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「客観点数」という。）に、県の独自基準による点数（以下「主観点数」という。）を加えて得た点数を総合点数とする。
- (2) 主観点数の算出は、県内に主たる営業所を有する建設業者の29業種全てについて行い、県外業者については、客観点数を総合点数とする。

2 主観点数の算出方法

- 主観点数は、工事成績、会計検査院の検査結果、指名停止の期間等によるものとする。
- (1) 第1回の入札参加資格審査を行う前々年の1月1日から前年の12月31日までの間における県発注工事に係る検査結果の平均点により、客観点数に次の増減率を乗じて増減するものとする。（率を乗じて得た結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。）
ただし、工事金額500万円未満の工事における工事成績を除く。
なお、基準点は75点とする。

基準点 +13 点以上	基準点 +13 点未満	基準点 +11 点未満	基準点 +9点 未満	基準点 +7点 未満	基準点 +5点 未満	基準点 +3点 未満	基準点 +1点未満	基準点 -1点以上	基準点 -3点 以上	基準点 -5点 以上	基準点 -7点 以上	基準点 -9点 以上	基準点 -11点 以上	基準点 -13点 以上	基準点 -13点 未満
+9%	+7%	+5%	+4%	+3%	+2%	+1%	0	-1%	-2%	-3%	-4%	-5%	-7%	-9%	

- (2) 第1回の入札参加資格審査を行う前々年度及び前年度に会計検査院の検査により指摘を受けた者は、客観点数に次の率を乗じて減じるものとする。
なお、上記期間内に2回以上の指摘を受けた場合は、1回ごとに次の率を乗じて減じるものとする。（率を乗じて得た結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。）

区分	内 容	減 率
A	当該業者の責めに帰する事由により、国庫補助金の返還を求められたもの	6%以内
B	当該業者の責めに帰する事由により、工事の手直しの指摘を受けたもの	5%以内
C	当該業者の責めに帰する事由によるものであって手直し工事の内容が軽微で、前各号に該当しないもの及び口頭で注意を受けたもの	2%以内

- (3) 第1回の入札参加資格審査を行う前々年度及び前年度に岡山県入札指名委員会で指名停止措置等を受けた者及び岡山県建設工事等暴力団対策会議設置要綱に基づく指名除外を受けた者は、客観点数に次の表の率を乗じて減じるものとする。
ただし、上記期間内に2回以上指名停止等がある場合は指名停止等の最長の期間をもって指名停止等期間とし、次の表の率を乗じて減じるものとする。（率を乗じて得た結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。入札参加資格審査を行う前年度の措置で算定する。）

指名停止等期間	減 率
1ヶ月まで	2%
1ヶ月を超え2ヶ月まで	4%
2ヶ月を超え5ヶ月まで	6%
5ヶ月を超え12ヶ月まで	10%
12ヶ月を超えた場合	12%

- (4) 第1回の入札参加資格審査を行う前々年度及び前年度に「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」（県内に主たる営業所を設置する大臣許可業者の中国地方整備局による処

分も含む)に基づく監督処分を受けた者(指名停止措置を受けた者は除く)は、客観点数に次の増減率を乗じて減じるものとする。(率を乗じて得た結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。)

区分	減率
指示処分	6 %
営業停止処分	10 %
一部業種許可取消処分	15 %

(5) 舗装能力審査

舗装業者について、客観点数に次の①と②の増減率を乗じて増減するものとする。(①と②で、それぞれ率を乗じて得た結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。)

①舗装の施工体制(班編成)

(入札参加資格審査を行う前年の12月1日時点で算定する。)

班編成数	必 要 機 械 ・A : アスファルトフィニッシャー 「舗装幅(伸縮式最大) 2.4m以上」 ・B : マカダムローラー 「全輪駆動 10t以上」 ・C : タイヤローラー 「8t以上」 ・D : モーターグレーダー 「3.1m級以上」	職 員 数	増減率
2 班	上記4機種を各2台以上保有。	主任技術者 2人以上 オペレーター 6人以上	+ 8%
2班に準ずる	上記4機種のうちAを含む3機種を各2台以上、1機種を1台保有。	同上	+ 4%
1 班	上記4機種を各1台以上保有。	主任技術者 1人以上 オペレーター 3人以上	± 0%
1班に準ずる	上記4機種のうち、Aを含む3機種を各1台以上保有。	同上	- 4%
	上記4機種を各1台以上保有。	主任技術者 1人以上 オペレーター 2人以上	- 4%
	上記4機種のうち、Aを含む3機種を各1台以上保有。	同上	- 8%
0 班	上記以外		-12%

注) ・班編制数は、必要機械と職員数の両方を満足した場合である。

- ・機械の保有とは、常に自己が保有し、又はリース期間が1年以上に及ぶ専属契約により使用する機械を備えていることをいう。
- ・「専属」とは、車体番号が、他者所有の車体番号と重複しないものをいう。
- ・主任技術者とオペレーターの兼務は不可とする。

②舗装施工管理技術者

(入札参加資格審査を行う前年の12月1日時点で算定する。)

舗装施工管理技術者	人 数	増減率
	1級 1人以上の場合	+ 2 %
	2級 1人以上の場合	+ 1 %

注) 1級及び2級の両方の舗装施工管理技術者がいる場合は、+2%を限度とする。

(6) 技術研修等の受講（上限点数を20点とする。）

ア 第5条第1項の規定による申請の区分に応じ、提出期間の初日の属する年度の前4年度から提出期間の末日までの間に、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する継続学習制度（CPDS）、公益社団法人日本建築士会連合会が実施する継続学習制度（建築CPD）の講座を受講した者を雇用している場合、次の表のとおり登録学習単位数に応じて加点する。

登録学習単位合計数	加点内容
1 UNIT以上 30UNIT未満	4点
30UNIT以上 60UNIT未満	8点
60UNIT以上 90UNIT未満	10点
90UNIT以上 120UNIT未満	12点
120UNIT以上 150UNIT未満	16点
150UNIT以上	20点

区分	対象業種
CPDS講座	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、水道施設工事
建築CPD講座	建築一式工事、大工工事

イ 建設業労働災害防止協会等が実施する技能講習・安全講習のうち県が指定した講座を受講した者を雇用している場合、5点を上限として1人1回の受講につき1点を加点する。（ただし、アで加点する場合は加点しない。）

(7) 人材確保（上限点数を19点とする。）

ア 30才未満の国家資格取得者（土木施工管理技士等を所有する者）を決算日現在において常勤で1人以上雇用している場合、5点を加点する。

イ 女性の国家資格取得者（土木施工管理技士等を所有する者）を決算日現在において常勤で1人以上雇用している場合、5点を加点する。（ただし、アで加点する者と同一人物の雇用では加点しない。）

ウ 国家資格取得者（土木施工管理技士等を所有する者）を県が指定する期間内に新たに1人以上雇用し、かつ、当該国家資格取得者を申請日現在において常勤で雇用している場合、5点を加点する。ただし、当該加点項目による加点の対象となった者については、後年度の申請における当該加点項目の加点の対象としない。

エ 審査基準日において施行されている、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に対応する育児・介護休業制度が導入されている場合、4点を加点する。

(8) 障害者の雇用（上限点数を8点とする。）

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用を義務づけられている者で、法定雇用率を決算日直前の6月1日現在で達成している場合、8点を加点する。

イ ア以外の者で、決算日現在で身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいずれかを1人以上常勤で雇用している場合、8点を加点する。

(9) 消防団員の雇用（上限点数を2点とする。）

ア 消防団員を申請日現在において常勤で1人以上雇用している場合、2点を加点する。

(10) 2(7)から2(9)までの合計上限点数は25点とし、各項目に係る加点に当たっては、合計上限点数を各項目の上限点数を合算した点数で除して得られる率を各項目に乘じる。（率を乗じて得た結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。）

(11) 前各号のほか、特別の事情がある場合は、次の基準により、審査会において特別の措置をすることができる。

ア AAランクに格付けする者は、基準日の属する年の3年前の8月1日からその翌年の7月31日までの審査基準日の客観点数と基準日の属する年の2年前の8月1日からその翌年の7月31日までの審査基準日の客観点数の平均の点数が1030点以上である者に限るものとする。

ただし、直前の入札参加資格がAAランクに格付けされていた者を除く。

イ 新たに入札参加資格審査申請を提出した者（業種）は、Cランク以下において格付けするものとする。ただし、第7条第2項の規定により入札参加資格が、その年の6月1日から翌々年の5月31日まで、又はその年の12月1日から翌々年の5月31日までその効力を有することとなった者（業種）についての、翌年の6月1日から翌々年の5月31日までの間の格付けについては、この限りではない。

3 特別の措置

総合点数の算出に当たり、特別の事情がある場合は、次の基準により、審査会において特別の措置をすることができる。

ア 一般建設業の許可を受けているため、第6条第2項の規定によりBランクに格付けされた業種について、翌年の2月15日までに特定建設業の許可を受けた場合には、翌年の6月1日から翌々年の5月31日までの間は、同項の規定を適用しない。

イ 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）別表第6号から第15号までに該当することにより指名停止措置等を受けた者及び岡山県建設工事等暴力団対策会議設置要綱に基づく指名除外を受けた者については、前年度より上位に格付けしない（入札参加資格審査を行う前々年度及び前年度の処分で算定する。）。